

精神障害者保健福祉手帳 のしおり

【目次】

- 1 精神障害者保健福祉手帳とは・・・・・・・・・・ P 1
- 2 交付を受けられる人について・・・・・・・・・・ P 1
- 3 手続きについて・・・・・・・・・・ P 1
- 4 更新について・・・・・・・・・・ P 2
- 5 その他の場合について・・・・・・・・・・ P 2
- 6 手帳により受けられるサービス・・・・・・・・・・ P 3
- 7 問合せ窓口・・・・・・・・・・ P 10

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 こころの支援担当

電話 019-629-5450

FAX 019-629-5454

E-Mail AD0006@pref.iwate.jp

作成：平成 28 年 12 月 1 日

改定：令和 7 年 4 月 1 日

1 精神障害者保健福祉手帳とは

精神障がいがある程度にあることを証明するもので、この手帳を所持することにより各種支援を受けることができます。このしおりでは、以下「手帳」と呼ぶことにします。

手帳には、障がいの程度により障害等級が1級から3級の3段階に分かれており、受けられるサービスの内容が変わります。

2 交付を受けられる人について

精神の障がいのために、長期にわたって日常生活や社会生活に制限を受けると認められる方です。なお、初めて精神障がいと診断された日より6ヶ月以上経過した方が対象となります。

3 手続きについて

◆申請場所

お住まいの市町村の福祉担当窓口で受け付けています。

◆必要書類

(1) 申請書

(岩手県のHPからダウンロードして頂くか、市町村の福祉担当窓口でもご用意しております)

(2) 顔写真

(サイズは縦4cm×横3cm、申請日から1年以内に撮影され、脱帽して上半身を写したもの)

※顔写真の貼り付けが無い場合には受けられないサービスがございますのでご注意ください。

(3) 以下の①～②のうちいずれか1つ

①診断書

(初めて精神障がいと診断された日より6ヶ月以上経過した日以後における診断書に限る)

②精神障がいを支給の理由とする障害年金を受けていることを証する書類の写して、以下2つのうちいずれか1つ

- ・年金証書(年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む)及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書
- ・特別障害給付金受給資格者証(特別障害者給付金支給決定通知書)及び直近の国庫振込通知書(国庫金送金通知書)

◆その他

- ・手続きに印鑑が必要な場合がありますのでお持ち下さい。
- ・必要書類(3)の②を提出した場合で、障害年金を受給している事由が「精神障がい」と確認できなかったときは、診断書の提出を求める事があります。

4 更新について

精神障がいの状態を確認するため、2年ごとに更新が必要です。更新の際には「3 手続きについて」の必要書類(1)および(3)を提出して下さい。ただし、更新の記載欄が一杯になった場合や等級に変更があった場合には手帳を新しいものに交換する必要があるため、必要書類(2)の顔写真も提出して下さい。なお、更新の手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

5 その他の場合について

次のような場合は、お住まいの市町村の福祉担当窓口で手続きが必要です。なお、必要書類は岩手県のHPでダウンロード可能なほか、各市町村の福祉担当窓口でもご用意しております。

ケース	必要書類等	提出先
・氏名の変更があった場合	「変更届」	お住まいの市町村の福祉担当窓口
・県内で住所の変更があった場合	「変更届」	新たにお住まいの市町村の福祉担当窓口
・岩手県から他都道府県へ転出する場合	岩手県では特に手続きはありません。新たにお住まいの市町村に確認して手続きを行ってください。	
・他都道府県から岩手県に転入する場合	「変更届」、「申請書」、「顔写真」及び「転入前の都道府県で交付された手帳」	新たにお住まいの市町村の福祉担当窓口
・障害等級の変更を希望する場合	新規での申請手続きと同様になります。「3 手続きについて」に従って手続きを行ってください。	お住まいの市町村の福祉担当窓口
・紛失してしまった場合	「再交付申請書」及び「顔写真」	
・汚れて見えなくなった、または破損してしまった場合	「再交付申請書」、「顔写真」及び「手帳」	
・手帳を返還する場合	「返還届」及び「手帳」	

6 手帳により受けられるサービス（令和7年4月1日現在）

（1） 税制上の優遇措置について（申告等の手続きが必要です）

税の種類	内容	対象となる方	お問い合わせ先
・所得税 （所得金額からの控除）	【普通障害者】 控除額 27 万円	等級が2級・3級の手帳をお持ちの方	お住まいの地区を管轄する税務署
	【特別障害者】 控除額 40 万円	等級が1級の手帳をお持ちの方	
	【同居特別障害者】 控除額 75 万円	申告者以外の特別障害者でかつ申告者または申告者の配偶者、もしくは申告者と生計を一にするその他の親族と同居している方	
・所得税 （利子等の非課税）	元本が 350 万円までの郵便貯金、預貯金、公債の利子等が非課税	手帳をお持ちの方	ご利用の郵便局、銀行、証券会社など
・住民税 （所得金額からの控除）	【普通障害者】 控除額 26 万円	◎対象となる方は所得税と同じです	お住まいの市町村の税務担当課
	【特別障害者】 控除額 30 万円		
	【同居特別障害者】 控除額 53 万円		
・住民税	前年中の合計所得金額が125 万円以下の者については、住民税を課さない	手帳をお持ちの方	お住まいの市町村の税務担当課
・相続税	法定相続人である障害者の相続税額から算出された額の控除	手帳をお持ちで法定相続人である方	お住まいの地区を管轄する税務署

・贈与税	障がい者にその生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約の形で個人から贈与された信託金銭が非課税 【普通障害者】 3,000 万円まで 【特別障害者】 6,000 万円まで	◎対象となる方は所得税と同じです	お住まいの地区を管轄する税務署
・自動車税 ・自動車取得税	一定の条件(※)に該当する場合自動車 1 台に限り申請により免除 (※) 一定の条件 障がい者本人が使用、生計同一者、常時介護者が運転すること	等級が 1 級の手帳をお持ちで自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付を受けている方 ※軽自動車税の減免を受けた方を除きます	納税通知書を送付した広域振興局の県税部、県税センター、税務室
・軽自動車税	◎内容は自動車税と同様です	手帳 1 級の認定を受けている方 ※自動車税の減免を受けた方は除きます	お住まいの市町村の税務担当課

(2) 交通費等におけるサービスについて

種類	内容	お問い合わせ先												
県内路線バス	【割引となる乗車券の種類と等級】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>対象等級</th><th>乗車券の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td><td>1～3級</td><td>普通</td></tr> </tbody> </table> ◆割引率：5割 ◆対象区間： 岩手県交通、岩手県北バス、ジェイアールバス東北の 岩手県内の一般路線 ◆対象外区間： 岩手県内と他県を結ぶ高速バス、特急久慈こはく号 及び106 急行バス ◆申請方法： 運賃支払時、手帳の写真が貼付されたページを開き 乗務員に提示 (※写真の貼付がない場合は割引を受けられません)	対象者	対象等級	乗車券の種類	本人	1～3級	普通	●【岩手県交通】 (インフォメーションセンター) 電話： 019-654-7755 ●【岩手県北バス】 (インフォメーション) 電話：019-641-1212 ●【ジェイアールバス東北】 (盛岡支店) 電話：019-604-2211						
対象者	対象等級	乗車券の種類												
本人	1～3級	普通												
IGR いわて銀河鉄道	【割引となる乗車券の種類と等級】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>対象等級</th><th>乗車券の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td><td>1～3級</td><td>普通 定期 回数</td></tr> <tr> <td>介護者 (本人と同行利用に限る)</td><td>1級</td><td>普通 定期 回数</td></tr> <tr> <td>介護者 (本人が12歳未満であって、本人と同行利用に限る)</td><td>2級及び3級</td><td>定期</td></tr> </tbody> </table> ◆割引率：5割 ◆対象区間：盛岡駅と目時駅の区間 ◆申請方法：乗車券を購入するとき、駅窓口で手帳を提示	対象者	対象等級	乗車券の種類	本人	1～3級	普通 定期 回数	介護者 (本人と同行利用に限る)	1級	普通 定期 回数	介護者 (本人が12歳未満であって、本人と同行利用に限る)	2級及び3級	定期	IGR インフォメーション 電話： 019-626-9151
対象者	対象等級	乗車券の種類												
本人	1～3級	普通 定期 回数												
介護者 (本人と同行利用に限る)	1級	普通 定期 回数												
介護者 (本人が12歳未満であって、本人と同行利用に限る)	2級及び3級	定期												

三陸鉄道	【割引となる乗車券の種類と等級】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>対象等級</th><th>乗車券の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人</td><td>1～3級</td><td>普通 回数</td></tr> <tr> <td>介護者 (本人と同行利用に限る)</td><td>1級</td><td>普通 回数</td></tr> <tr> <td>介護者 (本人が12歳未満であって、本人と同行利用に限る)</td><td>2級及び 3級</td><td>普通 回数</td></tr> </tbody> </table> ◆割引率：5割 ◆対象区間：三陸鉄道相互の駅間 ◆申請方法：乗車券を購入の際、駅窓口到手帳を提示 ◆定期券については右記電話番号まで直接お問合せ下さい	対象者	対象等級	乗車券の種類	本人	1～3級	普通 回数	介護者 (本人と同行利用に限る)	1級	普通 回数	介護者 (本人が12歳未満であって、本人と同行利用に限る)	2級及び 3級	普通 回数	三陸鉄道株式会社旅客サービス部 電話： 0193-62-8900		
対象者	対象等級	乗車券の種類														
本人	1～3級	普通 回数														
介護者 (本人と同行利用に限る)	1級	普通 回数														
介護者 (本人が12歳未満であって、本人と同行利用に限る)	2級及び 3級	普通 回数														
旅客鉄道株式会社	【割引となる乗車券の種類と等級】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>対象等級</th><th>乗車券の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本人のみ (片道の営業キロが100キロを超える場合に限り)</td><td>第1種 (1級)</td><td>普通</td></tr> <tr> <td>第2種 (2級・3級)</td><td>普通</td></tr> <tr> <td>本人と介護者 (介護者は、本人と同区間を1名のみ割引)</td><td>第1種 (1級)</td><td>普通 回数 普通急行 定期</td></tr> <tr> <td>12歳未満の本人と介護者 (介護者は、本人と同区間を1名のみ割引)</td><td>第2種 (2級・3級)</td><td>定期</td></tr> </tbody> </table> ◆割引率：5割 ◆申請方法：乗車券を購入の際、駅窓口到手帳を提示 ◆詳細については右記電話番号まで直接お問合せ下さい	対象者	対象等級	乗車券の種類	本人のみ (片道の営業キロが100キロを超える場合に限り)	第1種 (1級)	普通	第2種 (2級・3級)	普通	本人と介護者 (介護者は、本人と同区間を1名のみ割引)	第1種 (1級)	普通 回数 普通急行 定期	12歳未満の本人と介護者 (介護者は、本人と同区間を1名のみ割引)	第2種 (2級・3級)	定期	JR 東日本お問合せセンター 電話： 050-2016-1600
対象者	対象等級	乗車券の種類														
本人のみ (片道の営業キロが100キロを超える場合に限り)	第1種 (1級)	普通														
	第2種 (2級・3級)	普通														
本人と介護者 (介護者は、本人と同区間を1名のみ割引)	第1種 (1級)	普通 回数 普通急行 定期														
12歳未満の本人と介護者 (介護者は、本人と同区間を1名のみ割引)	第2種 (2級・3級)	定期														

旅客機	【割引となる対象者と等級】 <table><tr><th>対象者</th><th>対象等級</th></tr><tr><td>本人・介護者1名 (本人が満12歳以上に限る)</td><td>1～3級</td></tr></table> ◆割引率：航空運送事業者又は路線によって異なることがあります ◆対象区間： 日本航空、日本トランスオーシャン航空、日本エアー コミューター、琉球エアーコミューター、ジェイエア、 北海道エアシステム、全日本空輸、ANA ウイングス、 スカイマーク、AIRDO、ソラシドエア、スターフラ イヤー、フジドリームエアラインズ、アイベックスエ アラインズ、オリエンタルエアブリッジ、天草エアラ インの定期航空路線の国内線全区間（フジドリームエ アラインズについては平成31年3月31日搭乗分(平 成31年1月31日予約受付分)から適用) ◆申請方法： 航空運送事業者又は路線によって異なることがありま すので、詳しくは航空運送事業者に直接お問合せ下さ い。 (※写真の貼付がないと割引を受けられない場合があります)	対象者	対象等級	本人・介護者1名 (本人が満12歳以上に限る)	1～3級	各航空運送事業者
	対象者	対象等級				
本人・介護者1名 (本人が満12歳以上に限る)	1～3級					
タクシー	◎市町村によっては福祉タクシー券、作業所通所交通費助成などのサービスを行っているところがあります。 ◎タクシー運賃の割引 手帳の提示により運賃の割引を行っているところがあり ます。タクシー会社によって取扱いが異なりますので、詳 しくはタクシー会社に直接お問合せ下さい。 ◆割引率：1割 ◆対象事業者： ヒノヤタクシー、水沢タクシー、北都交通、水岩タクシ ー、江刺タクシー、光タクシー、前沢タクシー、奥州い さわタクシー、衣川タクシーなど	お住まいの市町村の福祉担当窓口 各タクシー会社				

(3) 岩手県の公共施設の利用率等の免除について

サービスの内容	施設名	対象となる方	お問い合わせ先
県の公共施設を利用する場合の 利用料の免除	【文化教養施設】 県立博物館、県立美術館、 県立農業博物館、県立水産科学館 【スポーツ・レクリエーション施設】 県営屋内温水プール、福祉の里センター、いわて子どもの森、ふれあいランドいわて、岩洞湖家族旅行村、勤労身体障がい者体育館、花巻広域公園、御所湖広域公園、県営スキージャンプ村、県営運動公園、県営体育館、県営武道館、県営野球場、県北青少年の家（スケート場）、県営スケート場、船越家族旅行村、種市海岸休養施設	手帳をお持ちの方	利用する公共施設
ひとにやさしい 駐車場	岩手県では、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図るため、「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行しています。	等級が1級の手帳をお持ちの方	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター

(4) その他サービスについて

種類	サービスの内容	対象となる方	お問い合わせ先
N H K 受信料金の減免	NHK 受信料が、全額又は半額免除になります。	【全額免除】 手帳をお持ちの方を含む世帯構成員全員の市町村民税(住民税)が非課税である世帯 【半額免除】 等級が1級の手帳をお持ちの方が世帯主で、契約者本人である世帯	NHK 受信の窓口 電話： 0120-151515
携帯電話基本料金の割引	携帯電話の基本料や付加機能等の料金が割引になる場合があります。	手帳をお持ちの方	ご利用の各電話会社
N T T の電話番号の無料案内 (ふれあい案内)	NTT の電話番号の案内が無料で利用できます。	手帳をお持ちの方	NTTフリーダイヤル 電話： 0120-104174 (手帳を準備の上、お問い合わせください。)
生活福祉資金の貸付制度の利用	生活福祉資金の貸付制度が利用できる場合があります。	手帳をお持ちの方	お住まいの民生委員・社会福祉協議会
生活保護費の障害者加算	生活保護費に障害者加算が受けられます。	生活保護を受給していて、等級1級又は2級の手帳をお持ちの方	お住まいの市、福祉事務所、若しくは広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター
公営住宅への優先入居	障がいのある方がいる世帯は優先的に入居できるよう配慮しております。	手帳をお持ちの方	県営住宅は広域振興局土木部、市営住宅は市町村担当課

◆上記以外にも、お住まいの市町村が独自に行っているサービスがある場合がございますので、お気軽に各市町村の福祉担当課または、相談機関にご相談ください。

◆手帳は就業に関する相談や生活支援サービスを利用する際の障がいの証明書として使用できます。

7 お問い合わせ窓口

お問い合わせの内容	窓 口		
・ 制度に関するお問合せ	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課こちらの支援担当 電話：019-629-5450		
・ 申請に関するお問合せ ・ 受けられるサービスに関するお問合せ	お住まいの市町村の福祉担当窓口		
・ 申請状況の確認 ・ 更新や内容変更に関するお問合せ	お問合せ先	電話番号	管轄市町村
	県央保健所	019-629-6574	盛岡市、八幡平市、 滝沢市、雫石町、葛巻町、 岩手町、紫波町、矢巾町
	中部保健所	0198-22-4921	花巻市、北上市、遠野市、 西和賀町
	奥州保健所	0197-22-2831	奥州市、金ケ崎町
	一関保健所	0191-26-1415	一関市、平泉町
	大船渡保健所	0192-27-9913	大船渡市、陸前高田市、 住田町
	釜石保健所	0193-25-2710	釜石市、大槌町
	宮古保健所	0193-64-2213	宮古市、山田町、岩泉町、 田野畑村
	久慈保健所	0194-53-4987	久慈市、洋野町、普代村、 野田村
	二戸保健所	0195-23-9202	二戸市、軽米町、九戸村、 一戸町